

スザンナ・ウェスレーの教育論における 「子どもの自由」

鈴木 健一

昨年の学会での講演「スザンナ・ウェスレーの教育論の成立」¹において、ピューリタンのと言われる彼女の教育論の持つ、契約的な特徴について考えた。そして、教育論の「本文」で述べられている訓練的な方法、および「内規」に述べられている約束の教育は、彼女が生涯持ち続けたピューリタン独特の相互的契約神学²の思想から、よく説明できるものであることを指摘した。

スザンナの教育は、子どもを理性的、主体的にすることを目指していた。従来あたかも親の統治と子どもの服従だけかのように見られてきたその厳しい訓練も、いわば「自由への訓練」³であったと言ってよい。すなわちその教育は、

¹ 鈴木健一「スザンナ・ウェスレーの『教育論』の成立」『ウェスレー・メソジスト研究9』（教文館、2008）。

² 大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』（新教出版社、1966）。

³ この「自由への訓練」という言葉は、筆者が長年勤めた聖学院の二人の先輩の、ほとんど同時期の著作から教えられたもので、戦後日本の教育の欠陥を抉り出す言葉である。小倉義明著『自由への訓練』（聖学院ゼネラル・サービス、1994年11月3日）。松川成夫著「1自由への訓練」『教育の根底にあるもの』（非売品、2001）。但し、この「自由への訓練」なる論文の初出は、『教育センターだより』第28号（日本キリスト教教育センター、1994年12月1日）である。また、このテーマに関する筆者の考察は、学校伝道研究会の紀要『キャンパス ミニストリー 第19号』（2009）所収の論文「自由への訓練とヘルバルトの教育学」においてなされている。（なお、学校伝道研究会の事務局は現在聖学院大学のキリスト教センターに置かれている。）

従来考えられてきた以上に、子どもの側の自由意志を前提にし、子どもをより大きな自由へと育てていこうとしていた。今回は、見落とされがちだった教育の前提としての子どもの自由が、教育論の中で具体的にどのように扱われているか、から検討してみたい。

1 自由と遊び

(1) 「自由」の思想

自由とは関係の概念である。人の自由は、他者との関係、環境との関係、神との関係などの中でのみ、問われ得る。そしてこれらの諸関係は、人の自己自身との関係と相関する。すなわち人は、これらの諸関係を内面化しつつ生存する。内面化とは自己との対話であり、個人的自我がその心や身体と関係をもつことである。自己の身体と心が諸関係を主体的に内面化し、他者や環境などと良い相関関係を持てるようになった時、人は自由を味わう。

10歳ぐらいまでの子どもは、主に家庭における親や兄弟という他者との関係の中で、また家屋という環境との関係の中で、それらを内面化し、自らの心と身体をコントロールする力を次第に増大させていく。自由を獲得し、味わい、さらに自由でありたいという自覚が強まる。その際一番大きい原動力は、親と自分との関係が、子ども自身の自我と心や身体との関係に転化する（自我がしだいに親の役割をするようになる）ことである。親こそが、すでに諸関係を内面化しているモデルであり、信仰や文化の体現者であるからである。

さて、近代社会において「自由」が考えられる時、「～からの自由」と「～への自由」という二面性が上げられることが多い。前者は圧制や貧困などの束縛からの自由を意味し、後者は共同体への主体的な参加の自由を意味する。19世紀までの自由論⁴は束縛からの自由が探求され、20世紀に入ると共同体への参加の自由が問題となった⁵。このような自由論の淵源には、宗教改革者マルテ

⁴ 例えば、J.S.ミル『自由論』（塩尻公明他訳、岩波文庫、2004）。

⁵ エーリッヒ・フロム『自由からの逃走』（日高六郎訳、東京創元社、1981）。アイザイア・バーリン『自由論』（生松敬三他訳、岩波書店他共同出版、2004）。* 前者は1940年代のナチズムへの参加の問題点を論じ、後者は戦後の共産主義への参加を論じている。

イン・ルターによる「キリスト者の自由」の思想があると思われる。ルターはその著『キリスト者の自由』⁶の冒頭で、自ら「キリスト者にキリストが確保してあたえたもうた自由とはどんな性質ものか」と問いかけ、二つの命題を掲げた。「キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な君主であって、何人にも従属しない」。「キリスト者はすべてのものに奉仕する僕であって、何にも従属する」。自由と奉仕との、互いに矛盾するかの如き命題が同時に成立するのが、キリスト者だとするのである。キリスト教教育における「自由への訓練」とは、この困難な課題への挑戦である。⁷

さて、スザンナの教育論では、「～への自由」が強調されている。すなわち、家族という共同体におけるルールに、子どもが積極的に関わるのが望ましいとされる。しかし、「～からの自由」と「～への自由」は表裏の関係にあり、主体的な「～への自由」が可能になるには「～からの自由」が、すなわち「何をしてもよい」という自由がなければならない。

(2) 子どもの自由と遊び

子どもが大人になる過程で親や教師は、その子が次第に拡大する自由をもって、自分から共同体の建設に参加していくように育つことを、望んで教育をする。しかし子どもの内部に自由が拡大されるには、まず子どもがその発達に応じた自由な状態に置かれる必要がある。何をしても良い状態の中で、自らの意志による決断で行動して初めて、その子は自由を味わうことができ、自由が獲得される。もちろんその決断も単なる感情の命じるままにというのではなく、それまでに培ってきた理性を使って、自己をコントロールしつつということであって、そのようにしてさらに高い段階の自由を味わうことが可能になる。

以上のことは小さな子どもの場合、多く「遊び」の中で行われる。遊びにもルールや制限があるが、遊びの根源にはいつでも参加可能な自由があり、いつ

⁶ マルティン・ルター『キリスト者の自由』（石原謙訳、岩波文庫、2004）。

⁷ 小倉義明、前掲書（『自由への訓練』）の序において、大木英夫がこのことに触れている。なお、大木自身の自由についての思索は、『時の徴』（教文館、2000）において広範になされている。近代化の一側面が契約化ととらえられ、「契約とは自由を前提とする」（p. 104）という言葉がある。

でも止めることができる自由がある。その自由を使って個々の遊び（例えば、鬼ごっこ、かくれんぼ）の制限の中に自らを当てはめていく。遊びの中で、自由の二面性が体験される。この自由がなければ楽しくなく、遊び自体が成立しない。⁸

19世紀のドイツのロマン主義の中から生まれたフリードリッヒ・フレーベル（1782～1852）の幼児教育は、このような子どもの遊びと自由を基盤とするものであった。では、スザンナの教育論には、そのような要素が見られるであろうか。

2 教育論における「自由」の問題

スザンナの教育論がピューリタンのものであるということは多くの人によって認められている。しかし、「ピューリタンの」という言葉によって意味されていることが、異なる場合がある。父母の絶対的な力の下に子どもをがんじがらめにして服従を強いる、といったイメージで捉えられている場合が多い。これは、19世紀以来ロマン主義の影響の下で、さらにはイギリスのヴィクトリア朝の道徳批判として、アメリカで形成されたピューリタン理解によるものではないだろうか。たとえば、ロバート・モンクはその『ジョン・ウェスレーのピューリタン遺産』⁹の中で、スザンナの教育を「軽い気晴らしの余地も残さない厳しい訓練（rigid discipline that left no time for “light” diversions）」とまで言い、「ピューリタンの原型ときわめて近似している」と言う。しかし、これは事実問題として明らかに誤解であり、モンクが参考に行っているジョン・ニュートンもそこまで厳しくは述べていない。¹⁰ そこで先ず教育論の内部で、子どもの自由がどのように扱われているかをみてみよう。

⁸ R.カイヨワ『遊びと人間』（清水幾多郎・霧生和夫訳、岩波書店、1970）。J.ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』（高橋英夫訳、中公文庫、1973）。

⁹ Robert C. Monk, *John Wesley His Puritan Heritage*, Second Edition (The Scarecrow Press, Inc. Lanham, Maryland, and London, 1999) p. 12. (First edition 1966)

¹⁰ John A. Newton, *Susanna Wesley and the Puritan Tradition in Methodism*, (Epworth Press, 1968).

(1) 教育論「本文」の訓練的な教育の背景として

本文を一読すると確かに、親への服従を求める厳しい訓練の連続であるかのような印象は否めない。しかし、すでに指摘したように、彼女の教育論は、息子のジョンやチャールズがオックスフォード大学でホーリー・クラブを形成し、自己否定的な生活に邁進しており、母親との往復書簡によるアドバイスを求めている中で書かれたのであって、強調点が意志の否定に関する面に傾き過ぎていると思われる。大人のクリスチャンの自己修養（ディシプリン）と子どもを育てる訓練とを一緒にしてしまったようである。¹¹ 本文をよく読むと、意志（will）の征服とは、いわゆる自我に死ぬといった自己修養的な意味合いではなく、あくまで子どものわがまま（self will）の征服なのである。しばしば問題となる折檻に関しても次のような、子どもの特性を考慮に入れた、バランスの良い扱いが見られる。

子どもが矯正される時はいつでも、そのわがままが征服されなければなりません。もし放任され過ぎて頑固に育っていないなら、このことは難しくはないでしょう。わがままが完全に征服され、両親を敬い畏れるようになった時には、非常に多くの子どものらしい愚行や不注意があっても、不問にされてよいでしょう。大目に見られ見過ごしにされてもよいものもありますが、優しく叱られるべきこともあります。しかし多かれ少なかれ、意図的な違反でなければ、折檻なしで許されなくてはなりません。違反というものの性格や事情から言って、そうなのですから。

すなわち、肝心なところが抑えられてさえいれば、「非常に多くの子どものらしい愚行や不注意」は問われない。「意図的な違反でなければ」折檻はなされないというのである。ここには、人の「意志」を重視するスザンナ思想が見られる。そして子どもを扱う中では、肝心なわがままの矯正の場面よりも、それ以外の場面のほうが圧倒的に多いのは明らかである。ここにまず教育論の背後に流れる、ウェスレー家における子どもの自由が伺われる。

¹¹ 後世になると上記のモンクに見られるように、子どもの訓練もディシプリンと呼ばれるようになるが、17～18世紀にはディシプリンとは言われない。スザンナも、子どもの教育の場合に、ディシプリンという言葉を使用していない。

(2) 内規の第2条について

同じことは、内規にも見られる。約束の教育が論じられている内規の第1から第7までの中で、第2はこの意味で重要である。明らかに、子どもの自由を背景にして論じていると思われるからである。原文は次の通りである。

That no sinful action, as lying, pilfering, playing at church, or on the Lord's day, disobedience, quarrelling, &c., should ever pass unpunished.¹²

ところが、山口徳夫訳では次のようになっている。¹³

2 教会においては、あるいは主の日には、うそを言ったり、小盗みをしたり、遊戯をしたりするような罪深い行動、さらには不従順、喧嘩・・・などは、罰せられないままにされるべきではありません。¹⁴

この訳の内容では、規則の厳しさだけを強調したものとなり、本文の流れと思想的に少しも変わりがなく、改めてわざわざ内規にする必要はない。これが内規とされた本意はそうではないのではないだろうか。ここの二重否定文を「罰せられないままにされるべきではありません」という肯定文として訳さず、次のように「…でないならば、決して罰せられることはありません」と二重否定をそのまま訳したらどうなるであろうか。

2 嘘を言ったり、物をくすねたり、教会であるいは主の日に遊んだり、不服従であったり、喧嘩をしたりといったような罪深い行いでないならば、決して折檻されることはありません。

すなわちこうすると、母親のいう重要な規則を守りさえすれば、他の場面ではすべてが子どもの自由であるという状況が前面に出てくる。そして当然、この自由の部分は子どもの生活において大きい部分を占める。このルールの読み替えによって、一見規則ずくめのウェスレー家の子どもの生活が、がらりと様

¹² Charles Wallace JR., *Susanna Wesley The Complete Writings*, (Oxford University Press, 1997) p. 372.

¹³ わが国におけるスザンナの教育論の引用では、ほとんどこの訳が使われているが、初めて読んだ時から違和感があった。約束を重んじようという内規の中で、この条項だけが浮いている感じが残るのである。

¹⁴ 『標準 ウェスレー日記 I』(山口徳夫訳、イムマヌエル総合伝道団、1984) p. 322.

相が変わって見える。特に、「教会であるいは主の日に遊んだり」とあるが、教会以外の家庭や外で遊ぶことや、また主の日以外の週日に遊ぶことは、当然除かれている。そこでの遊びは正に子どもの自由なのである。

山口訳が誤りというわけではないが、その語調の厳しさの背後には、以上のような配慮が含まれていたと推定されてもよいのではないだろうか。ではこの推定は妥当であろうか。

(3) 同時期の手紙から

1707年11月27日の、長男サムエル宛の手紙には、「遊び」について次のようにある。この時サムエルは17歳で、ロンドンのウェストミンスター・スクールに在学中であり、同様の問題に悩んでいた。

私が若い頃、子どもっぽい遊び (diversions) に夢中になりすぎた時、守った規則はこうでした。一日の内、娯楽 (recreation) にすぎないいかなる事にも、個人的な宗教的務めに費やす以上に多くの時を費やしてはならない、ということです。¹⁵

「若い頃」という、スザンナが自己をかなり意識的に見始めた頃、自己に課したルールと言えよう。その時でさえ、自分の時間の半分は遊んでもよいということであって、子どもの頃は多くの時を子どもらしく遊び、またピューリタンの牧師の家庭でそれが認められていた、ということが明確に示されている。

さらにこの手紙が書かれた時点で、ジョン・ウェスレーは満四歳であり、彼女の教育論に書かれた訓練のまさに最中であつた。ということは、彼女の訓練論がいかに厳しい口調で描かれていたとしても、あくまでも子どもの自由と遊びが確保されているという背景の下での訓練であつたことがわかる。この点については、野呂による同様な指摘もある。¹⁶

¹⁵ Wallace, *op.cit.*, p. 62.

¹⁶ 「彼女は子供たちに、自分が育ったピューリタンの家庭においてそうであつたように、遊びや娯楽を楽しませた。……スザンナは子供たちに人間らしく生きることの自由を許さなかつたわけではなく、娯楽も彼らの生活の中の正当な場を占めていたのである。後にジョン・ウェスレーが回想の中で困惑したほどに。というのは子

3 スザンナの自由の思想

ではスザンナは、人間が本質的に持つ「自由」を、どのように捉えていたの
であろうか。

彼女の教育論には、子どもの意志を征服し親の「理性と敬虔」によって治め
られて、はじめて教育が有効になるという根底的な思想がある。それはまた、
子ども自身が理性的で敬虔な大人になることを願ってのことである。スザンナ
の言う「自由」も、人の理性や敬虔（信仰）と結びついて語られている。

さて、手紙や日誌を見る限り、「自由論」として正面から展開したものはない。
しかし、人が本来的に自由な存在であるとして思索していることは、多くの断
片から推測できる。比較的多く論じているものが、先の長男サムエル宛の手紙
における「自由」の神学的な起源についての、次のような考察である。

それ故人は、最も完全でした。なぜなら、いかなる悪も無限の善からは
生じ得ないからです。すなわち、人が彼の自由 (liberty) のままに置かれ
るということ以外の、どんなところからも悪は入ってこなかったのです。
そしてもし彼自身の持つ自由のままに置かれず、神が人を自由な代理人 (a
free agent) ではなく、決まりきった存在とし給うたならば、神のご栄光は
明らかに減ぜられ、人が服従するという徳は完全に破壊され、いかなる報
いももたらされ得ませんでした。報酬と罰の基盤である人における自由は、
道徳的価値の基盤でもあるのです。¹⁷

上記の「自由な代理人」を、日誌のウォレスのナンバー 50では、「理性的な
自由な代理人 (rational free agents)」と述べているし、道徳的な自由についても
116, 197 がある。特に 197 では、先に触れた娯楽と自由についての考察をさら
に深めた内容が見られる。ここでは、それらを核として、彼女の自由について
の思想を大雑把にはあるがまとめてみよう。¹⁸

供たちはトランプ遊びまでしたのであるから。」野呂芳男『ウェスレー』(清水書院、
1991) p. 80.

¹⁷ Wallace, *op. cit.*, p. 52.

¹⁸ Wallace, *op. cit.* の Part II Journals において、free, freedom, liberty などの言葉を使

スザンナが自由を考える時の最深の思想は、神ご自身の持つ自由である。神はいかなる穢れからも自由な方であり、ご自身の意志のみによって自発的に行動される方である。

神は人間を、感覚と知覚と理性を持った道理をわきまえた存在（reasonable beings）として創られた。人は神の自由の代理人であり、理性的で自由な代理人なのである。そして人の性質に相応しい法則を与え、幸福へと向わせ給うた。理性の法則のもっとも重要な事柄は、神を愛し、人を愛することである。これは神の法であり、純粋な墮落していない本性なのである。エデンの園における人の本性の完全とは、道徳的な自由を持つ完全である。道徳的自由は心の正しきである。全ての誤りと罪からの自由（free from）である。

自由とは、意志による選択の自由であり、同意することの自由である。選択の自由のないところには、完全な自由はない。それ故にこそ、エデンの園において人類の祖先は罪を犯した。自由な意志による選択があったからこそ、人は墮落しえたのである。

人は善を選ばず悪を選び、罪を犯して墮落した。罪の習慣は、魂からその本来の自由（its native liberty）を奪い取る鎖となり、足かせとなった。気まぐれな意志は自分に対して暴力を振るう。善と正直との永遠の法は、そのような気まぐれな意志にはよらない。われわれに背き、われわれの自由を奪うのは、われわれ自身の情欲（concupiscence）である。情欲に道を与えることによって、肉と世と悪魔との諸力へと感じなくなるまでに沈み込み、それらに抵抗しようとする意志すらも失ってしまう。もしあなたの自由を守ろうと思うならば、あなたの意志の性向（the affection of your will）を守るべきである。

神の恵みによって与えられる聖霊は、その鎖を打ち壊し、魂を自由へと回復する第一の代理者であり給う。聖霊は、心を明るく照らし、霊的なものを見分けさせることから始める。神の明確な観念、そのご性質の卓越性と純粋性、罪

って「自由」について論じているナンバー。28, 50, 71, 82, 91, 116, 146, 155, 162, 165, 167, 178, 189, 197, 199, 212, 214, 220, 225, 227, 228, 229, 230, 232, 236, 239, 247, 249, 251.

の悪なることとそれを捨て去る必要性に気づかせて、心の自由 (freedom) と幸福へと向かわせるのである。自分の欲望や熱情を、理性によって注意深く治めることが、人の自由な状態なのである (229)。

さて、現在われわれが安息日を守るのは、神のご命令に同意し (agree) 従うことであるが、それはわれわれの自由な意志のささげ物 (a free-will offering) なのである。

人の味あう楽しみについての日誌 197 の論旨はこうである。神に従うものにも欲望 (appetites) や熱情 (passions) がある。神はわれわれの元気回復 (refreshment) のために、それらを満たす数々の理に適った楽しみ (lawful enjoyments) を許し給い、人はそれを選び取る自由 (his liberty) を与えられている。しかし、欲望や熱情が過度になるところから、すなわち人の自由から、悪が芽生える。われわれは、理に適った楽しみ (lawful pleasures) を理から外れて使用しないようにしなければならない。

以上のように、スザンナの言う「自由」とは、不当な情動「からの自由」であるとともに、神の共同体である教会の法則を積極的に守ること「への自由」であることがわかる。しかし、キリスト者としての内的な自由が主になっている傾向がうかがわれよう。

4 スザンナの自由論に影響を与えた思想

彼女の自由についての考えに影響を与えた思想は数多くある。ピューリタニズムの相互的契約神学に基づく信仰者の側の主体性は、まさに人の回復された本来的な自由の行使と言ってよい。しかし、スザンナが自らの意志で選んだ国教会の神学も、大きく影響を与えていると思われる。そこには、カルヴァンの神学やアルミニュースの神学などが複雑に入り組んでおり、ここで今取り上げることは不可能である。

しかし、彼女の日誌における「自由」に関する断片には、具体的に名前が挙げられている四人の人がいる。ビヴァリッジ主教、バーネット主教、リチャード・ルーカス、およびジョン・ロックである。このうち、バーネット主教についての言及は断片 199 だけで、どのような人かわからない。他の三人に関する

引用は多くあり、スザンナの思想形成に影響があったと思われる。

(1) ビヴァリッジ主教

ウィリアム・ビヴァリッジ William Beveridge (1637～1708) は、国教会の臣従拒誓者の同調者であるが、神学においてはカルヴィニストであった。彼は1704年から死まで、聖アサフと聖ダビデの主教座を占めた。スザンナは、同じ題とテキストを持つ二つの説教「聖潔 福音の摂理の偉大なる計画」“Holiness the Great Design of the Gospel Dispensation”を読みつつ応答している。¹⁹ スザンナ自身が、臣従拒誓者的な思想を持っていることは良く知られていることである。²⁰

スザンナは、ビヴァリッジについて日誌の 91～100, 114, 181 において論じているが、自由については 91 でのみ述べている。すなわちビヴァリッジが、神の恵みとは「御子を世に遣わし、人のために死なせ給うた限りなき愛とあわれみである」と言ったのに対して、次のように応答する。

人の贖いの全てが、神の自由な、そして我らが受けるに値しない程の善意 (God's free and undeserved goodness) によるもので、人の側のいかなる功績ないし価値によるものではないことを示している。

スザンナは、この応答の中で、神が本質的に持ち給う「自由」という神学的な思想に触れているのである。

(2) リチャード・ルーカス

リチャード・ルーカス Richard Lucas (1648～1715) は、ロンドンで知られた説教者および著述家となった、オックスフォード出のウェールズ人である。彼の経歴の終わりはウェストミンスター主教座聖堂名誉参事であった。盲目であったが、三部の『幸福を求めての問い』*Enquiry after Happiness* を書いた。その本は、敬虔という主題についての権威として彼の名声を確立した。『国民伝記

¹⁹ Wallace, *op.cit.*, p. 267 の註 61

²⁰ Wallace, *op.cit.*, pp. 35～39 にある 1702 年の四通の手紙。夫サムエルと王のための祈りの問題で仲たがいがいた時、ヤーボウロー嬢およびジョージ・ヒックスに相談した手紙。

辞典』*Dictionary of National Biography* にしたがえば、この作品は母からジョン・ウェスレーに推奨され、ジョンはこれを高く評価した。またスザンナは、ルーカスの『宗教的な完全』*Religious Perfection* も読んで瞑想している。²¹ これらの瞑想の内、自由についてのものは、212, 214, 225, 228, 232 である。

ルーカスを引用し、その内容について考察しているのは、主にキリスト教の実践的な面についてである。特に、ルーカスが「キリスト者の完全」について述べている箇所が多い。ルーカスは自由について、人が悔い改めに向かう前段階には、「正義と自由への渇き (thirst of righteousness and liberty)」があるという風に、キリスト者が自由であると考えている。

興味深いのは、彼女が「生活の中で罪のない種々の自由」(something of the innocent freedom of life) の扱いについて論じていることである。一方でその自由さえ、時には取り除くべき場合があることに触れる (214) が、他方では、「先ず天のことを求めなさい。それから、生活での罪のない元気回復の諸手段を自由に (freely) つかいなさい」(220) と、述べている。

また争いの中での自由 (liberty) を述べるルーカスを批判して、「強烈な争いの下での自由 (liberty) などというものはありません。強い欲望が反対する力を持っている時には、人は自由な存在 (being free) から遠いのです」と反論している。そして、「救い主の功績と仲裁を通し、聖霊の協力によって、……神の子どもの祝福された自由 (blessed liberty of the children of God)」を楽しむ希望がある、と言う (225)。「心の正気と平常さが、あらゆる心配から自由 (in freedom from all perturbation) にあるのです。」(230) とも言っている。

さらにルーカスの「完全」についての考えを批判して、「もし彼が述べる程度にまで、すなわち全ての原罪から自由である (to be free from all original sin) 程にまで完全であるとするならば、いわゆる最良の人々においてすら私たちが見ている失敗を、どのように考えたらよいのでしょうか。……再生した最善の人でも、間違いがないのではありませんし、欠点や失敗がないわけでもないの

²¹ Wallace, *op.cit.*, pp. 335~336 の注 44。なお、スザンナがルーカスについて述べている日誌の箇所は、202, 203, 205, 212, 213, 214, 225, 226, 228, 231, 232, 237, 238, 240, 241, 242, 243 である。

す。」と言う。後のジョン・ウェスレーの「キリスト者の完全」を思わせる考察である。

(3) ジョン・ロック

スザンナは、ジョン・ロック John Locke (1632~1704) の影響を大きく受けている。スザンナの教育論は、ロックの『教育に関する考察』 *Some thoughts concerning Education* (1693)²² の影響の下に成立している。スザンナの記事の中には、この書物の名前は見当たらないが、内容的に酷似している部分もかなりあり、スザンナがこれをよく読んだ上で、自らの教育論を形成したと考えてよい。²³

ジョン・ロックの主著は二冊あり、『人間知性論』 *An Essay concerning Human Understanding* (1690)²⁴ および『統治論』 *Two Treatises of Government* (1690)²⁵ である。スザンナは、『人間知性論』の書名を度々上げて、自己の思索を深めている。『統治論』において展開された市民的自由を前提とする社会契約説は、スザンナの教育論の内規 6,7 の「ものの所有」についての考察の基盤であり重要な概念であるが、『統治論』の書名は、一度も上げられていない。この辺に、彼女が王を極度に重んじる臣従拒誓者的な思想を持っていたが故の、当時の社会についての理解の傾きが見られる。

ここでは、今回のテーマである「自由」に関するロックの影響についてのみ述べる。人間が感性と知覚と理性を持った道理をわきまえた存在であり、理性的な自由な存在である、といったスザンナの認識は、明らかにロックの『人間知性論』を背景にしている。²⁶

さらに、ロックの『人間知性論』の第2巻の第21章の48~53において幸福と自由についての考察がなされているが、日誌 178 では特に『人間知性論』の 50 から、引用しつつ思索している。人の幸福と人の自由とは結びついている。

²² ジョン・ロック『教育に関する考察』(服部知文訳、岩波文庫、1967)。

²³ Wallace, *op. cit.*, p. 368.

²⁴ ジョン・ロック『人間知性論』(一~四)(大槻春彦訳、岩波文庫、1972~1977)。

²⁵ ジョン・ロック『全訳 統治論』(伊藤宏之訳、柏書房、1997)。

²⁶ Wallace, *op. cit.*, [49], [50] および その注 12, 13 (p. 249)。

幸福の追求は人の魂の生来のものである。スザンナにとって、自由は幸福の追求と矛盾しない。

幸福の追求は、魂にとって生来のものです。ですから、幸福を追求しないではいられません。私たちは、幸福であることを容易く止められますし、自ら選び取り (choose)、不幸であることも出来るのです。ロック氏が良く観ていますように、「幸福を求める絶え間ない望みとそのために行動させようとする強制、これをわが自由 (liberty) の縮小であるとする者は誰もいない。少なくとも、なぜかわしい縮小ではない」のです。「神ご自身でさえ、幸福である必然性の下にある。だから、なにか知的な存在が知的であればあるほど、一層無限の完全と幸福に近づくのである」。²⁷

市民的自由について

以上のように、スザンナの言う「自由」とは、不当な情動「からの自由」であるとともに、幸福を求めること「への自由」であることがわかる。キリスト者としての内的な自由が主になっている。では、社会での市民的自由についてはどうであろうか。日誌 32 には、自由という言葉こそ使われていないが、市民的な力 (civil powers) や人が与えられた基本的な権利について触れられている。

敬虔、力、思慮分別、そして勇気が、統治というものの核心であるように思われます。……敬虔は、統治のもっとも確かな基礎であり、その目的すなわち神のご栄光と人類の善をもっとも効果的にもたせませす。これらの条件は、市民的な権力 (civil powers) を構成するために必要ではありますが、今それらについて述べようとは思いません。この世のすべての人が権利を、すなわち自分自身を治める権利 (a right to the government of himself) を持っているというその統治について、わずかなことを言おうとしているのです。

人が自分自身を治めなければならないという権利 (the right) は、疑いのないものです。……彼が彼自身のいかなる法によっても持たないように、

²⁷ ロック『人間知性論』(大槻春彦訳) p. 184 を参考に、スザンナの引用文を少し手直した。

いかなる人間の法 (any human law) も、神がその人に自分自身を治めるようにと与え給うた力を持っている人を、侵害したり損なったりする権利 (a right) を持たないのです。人がその存在の著者からこの権利を受けたように、彼の栄光と完全と幸福とは、造り主のご意志に従ってこの権利を行使することにあるのです。

以上のように、スザンナは、「世のいかなる人も、自分自身を治める力を神から与えられている。人はその権利を持っている。どのような人間の法も、その力を侵害したり、奪ったりする権利を持たない。」と考えている。これは明らかに生命や安全や財産所有に関する「社会的な自由」(基本的人権) についての宗教的考察の一番基本的な部分であり、17世紀のイギリスから始まったジョン・ロックらの人権思想と繋がる思索である。

終わりに

昨年の学会での講演において筆者はわが国の少年の非行問題を取り上げ、現代日本の社会では、スザンナの言う訓練的かつ約束手的な教育が重大であること指摘した。これを、今回の「自由」というテーマから見れば、次のようになるであろう。

第二次大戦後のわが国における教育では、「～からの自由」が重んじられるようになった。戦前の教育があまりに訓練的であり、また軍国主義国家への奉仕(歪められた「への自由」)を至上のものとするもので、子どもの主体性を無視するものであったことへの反省からである。

しかし、「～からの自由」が重んじられるようになった戦後の家庭や学校では、子どもを構わないで放っておくことが、自由の尊重であるかに思われがちであった。「訓練」を経て自分をコントロールできるようになって味わえる自由を、子どもたちは持てなくなった。その上小さな時から、一足飛びに、できもしない「約束」をさせられ、主体性であることが早急に求められた。若者がひ弱になった、とよく言われる。

それだけではない。高校生・大学生になって、自己の将来を見据えてものを考え始める時、「～からの自由」を獲得した者が、その自由を使って何を目標にして自己を鍛えていくかという「～への自由」の学びも欠けがちであった。特

に敗戦を経験した日本では、国家レベルでの世界観が非常に形成され難くなった。敗戦に続く自由主義陣営と社会主義陣営とが緊張関係をもたらせた冷戦構造の狭間で、国家観が分裂した社会で育つ青年たちは、とりわけ「～への自由」の視点を持ち難かった。教育の世界では、文部省と日教組がイデオロギー的に対立して、この困難さを再生産した。

70年の安保闘争を超えると、青年たちの中に政治志向が消えていき、高度の経済成長で豊かになった消費社会の中で、大人も子どももすこぶる私的になっていった。社会を内面化（社会化）できない子どもたちの心には、アノミー（不法）が拡大する。アノミーこそが、非行の最大の原因である。

ソヴィエト連邦が崩壊した 90 年代には、冷戦構造の枠組みが急速に消えていくが、他方新しい共同体形成のモデルは世界の何処にもなくなり、青年たちは一層アノミー状態に置かれた。1995年のオーム真理教事件に象徴されるように、頭脳優秀な青年たちが、きわめてお粗末な世界観しかない擬似宗教的集団に自己を当てはめて、安心を得ようとする傾向が目立つようになった。戦前とは異なっているが、やはり歪んだ「～への自由」の跳躍である。わが国の戦後世界では、「～からの自由」を味わった者たちが、次の世代の「自由への訓練」を忘れ、共同体形成に関わる「～への自由」へと、育てることに失敗したのである。わが国におけるキリスト教会の教会形成の課題も、これと無関係ではないであろう。

(元女子聖学院中学校高等学校教頭・元聖学院小学校校長)